

東洋町特定事業主行動計画（前期）
（次世代育成支援）

平成27年3月
東洋町

I 総論

1 目的

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の10年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受け、新たな行動計画策定指針が策定されまして、この指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育てを両立できるよう、事業主として職場環境の整備を図るとともに、地域社会における子どもたちの健やかな育成を支援するため、行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画の対象

本計画では、東洋町職員を対象とする。

3 計画の期間

計画期間は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間とし、前期を平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。

4 計画の推進体制

- (1) 副町長を委員長とし、総務課長、税務課長、産業建設課長、住民課長、地域包括支援センター事務局長、議会事務局長、教育次長、会計管理者、町職員労働組合代表者、子育て中及び経験者等の職員を構成員とした推進委員会を設置し計画の実施や見直しを行う。
- (2) 仕事と子育ての両立等についての相談及び情報提供を行う窓口を総務課とし、適切に対応する。
- (3) 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境の整備に関すること

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理を適性かつ有効に実施するため、設けられて

いる特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

ア 妊産婦の健康診断のための特別休暇

イ 妊婦の通勤緩和のための特別休暇

ウ 深夜勤務、時間外勤務の制限

② 出産費用の給付について周知徹底を図る。

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得の促進

① 男性職員が取得できる子どもの出産時における父親の特別休暇（期間内に2日の範囲内）及び年次休暇等について、これらの取得促進を図る。

② 妻の産前産後における育児のための父親の特別休暇（期間内に5日の範囲内）及び年次休暇等について、これらの取得促進を図る。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

① 男女を問わず育児休業及び育児短時間勤務の取得の促進を図る。

② 育児休業の制度の趣旨及び内容や休業期間中の育児休業手当の支給等の経済的な支援措置について、職員に対して周知を図る。

③ 育児休業等の制度に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成を図る。

④ 育児休業取得の申し出があった場合、職員が安心して休業に入れるよう、職場内の仕事の分担等の見直しを行い、必要に応じて、後任配置又は臨時職員等の採用により代替職員の確保に努める。

⑤ 各所属長は、育児休業取得した職員の円滑な職場復帰の支援を行う。

⑥ 育児を行う職員の早出遅出勤務体制等について周知を図る。

(4) 超過勤務の縮減

① 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知を図る。

② 一斉定時退庁日等の実施としまして、毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、職員に注意喚起を図る。

③ 各所属長は、事務の簡素合理化について、業務量を把握し、業務の見直し、適正な人員の配置、OA化の計画的な推進を行い事務の合理化を図り、効果的な事務の執行による超過勤務の縮減に努める。

④ 総務課は、各部署における超過勤務の特に多い職員の状況を把握して管理職からのヒアリングを行い、事務の改善と超過勤務に関する認識の徹底を図る。

(5) 休暇の取得の促進

- ① 各所属長は、職員が計画的に年次有給休暇を取得できるよう事務処理の相互応援体制を整備するとともに、所属職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得を指導する。
- ② ゴールデンウィーク期間、夏季（七月から九月まで）等における連続休暇、職員及びその家族の誕生日等の記念日や子どもの学校行事等、家族との触れ合いのための年次休暇等の取得の促進を図る。
- ③ 子どもの看護や、家族の介護等を行うための特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対し、取得しやすい雰囲気醸成を図る。

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が協力して子育てを行うなどの男女共同参画意識の向上を図るため、積極的な情報提供や意識啓発を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関すること

(1) 子育てバリアフリー

職員は、子どもを連れた人が気兼ねなく公共施設を利用できるよう、親切的な応接等ソフト面でのバリアフリーの取り組みを推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ① 地域においての子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子どもの支援、子育て家庭への支援、子どもが参加するスポーツや文化活動等への職員の積極的な参加を支援する。
- ② 子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、職場見学の実施や子どもが参加する地域の行事・活動に公共施設を提供すること、体験学習等において、職員が積極的に参加出来るよう配慮する。
- ③ 子どもを交通安全から守るため地域や職場で実施する交通安全街頭指導へ積極的に参加する。
- ④ 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止の活動等への職員の積極的な参加を支援する。